

役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人南小国町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び定款25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、その必要の生じた場合に改めて定める。

(2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務等を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、南小国町の町長、副町長、教育長又は一般職の職員が役員等を兼ねる場合は、これを支給しないものとする。

(3) 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、役員等等の旅費支給規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(公 表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月27日に一部改定し、平成29年12月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額

日額 1,000円